

令和6年3月26日

主任ケアマネジャー等法定研修受講料助成事業（新規事業）のお知らせ

区は令和6年度より、主任介護支援専門員（以下「ケアマネジャー」という。）及び介護支援専門員の法定研修受講料助成を開始します。現時点での事業概要は下記のとおりですが、内容が確定次第改めて事業所宛にお知らせ（6年度上半期中を予定）いたします。

記

1 事業の概要（令和6年3月26日時点）

主任ケアマネジャー及びケアマネジャーに対して、新たに法定研修受講料の助成を開始し、介護事業所・施設の運営体制づくりを支援します。

区分	研修の種類	助成額
主任ケアマネジャー	養成研修※	受講料の全額
	更新時研修	受講料の半額
ケアマネジャー		

※ 平成30年度介護報酬改定の経過措置として令和9年3月31日まで管理者がケアマネジャーであることが認められている居宅介護支援事業所の管理者に限る。

2 留意事項

- ① 申請に当たり、受講料の支払を確認できる書類の提出が必要となります。4月から令和6年度の研修申込が始まりますが、払込受領書や領収書等については、お手元に保管をしておいていただきますようお願いいたします。
- ② 本お知らせの内容について、貴施設・事業所の従業員の方にも周知をお願いいたします。
- ③ 事業の詳細が確定しましたら、区公式HPにおいて周知いたします（6年度上半期中を予定）。また、「令和5年度 杉並区介護保険サービス事業者連絡会アンケート」においてご回答いただくメールアドレス宛にもお知らせする予定です。

3 本事業についての問合せ先

介護保険課事業者係 03-3312-2111（内線1888）